

生涯教育推進への模索 ——埼玉県事例から考える——

村 田 文 生

(埼玉県庁教育局)

はじめに

埼玉県が、生涯教育を教育行政の中で、その必要性を論じ、教育行政推進の施策化に当たって留意するようになったのは、昭和46年度からである。

埼玉県教育局社会教育課編の昭和46年度の行政資料「社会教育の目標と事業」によれば、「現代社会のさまざまな社会の要請にこたえる社会教育の諸システムを生涯教育の観点からとらえなおし、その理念を社会教育の計画化をはかっていく段階で、どのように具現化していくか、これが今日のわれわれに課せられた主要課題である。」として、社会教育行政を進める際の留意事項として示しているのである。

そこで、遅ればせながら、埼玉県が生涯教育に取り組もうとしている行政施策のあり方を今日までの歩みと現状の概要について、次に紹介するとともに、生涯教育推進上の諸問題について考察することとしたい。

1 生涯教育への行政の取り組みの現状

(一) 今日までの歩み

ア 埼玉県が「生涯教育」を教育行政推進の施策化の過程で取り組んできたのは昭和49年、畑埼玉県知事が、NHK主催の「くらしに生かす放送利用全国集会」で、当時の小畑秋田県知事との特別対談において、「人口急増等社会環境が急激に変貌している埼玉県にあっては、人間尊重、福祉優先の観点からも新しい時代の要請と多様化する県民の学習要望に応えるため、生涯学習の推進が必要である」旨の意見を述べたことに始まる。

イ 昭和53年の埼玉県長期構想、54年の中期計画には、まだ理念の段階とはいえ、生涯教育（又は学習）の観点からの施策の取り組みの方向性が明示された。

ウ さらに、昭和54、55年度の2か年間にわたり、知事部局（自治振興センター）に「生涯学習と行政調査研究チーム」が置かれ、生涯学習に対する県民の意識、活動への参加実態の調査と本県生涯学習推進の基本方向と課題が提示された。

この調査結果によれば、「職業、地域社会、家庭及び個人の各生活領域の中で、継続して学習している人」は78.0%、「生涯にわたって学習する必要を感じている人」は87.0%、「条件さえ許せば何か学習をやりたいとする人」は88.8%等の意識実態のほか、学習関係事業を実施している県の機関は、36課所館148事業であることが判明した。

エ これらの動向に対処して、埼玉県教育委員会では、教育委員会関係12課で、生涯学習についての共通理解を図るとともに、「埼玉県における生涯学習推進計画の策定について」の検討を行った。

この報告書によれば、埼玉県が教育行政上で、生涯学習推進の施策化への視点を、次の8点に置いた。

- ㉗ 家庭教育に関する親の学習機会の充実
- ㉘ 生涯学習への取り組みの意欲を育てる学校教育の推進
- ㉙ 県民参加による地域の教育力の育成
- ㉚ いつでも、どこでも、だれでも参加できる学習条件の整備
- ㉛ 新しい県民、若い県民に対するふるさと意識の育成
- ㉜ 健康・体力づくりに生涯を通じて取り組む県民の育成
- ㉝ 職業教育に関する条件の整備
- ㉞ 国際理解、国際協力に関する学習機会の拡充提供

オ 一方、昭和56年7月県教育委員会は、生涯学習の視点から社会教育行政の整備充実を図るため、県社会教育委員会に対して、諮問を行う。そして、昭和58年3月、同会議から「県民の生涯学習に寄せる期待に応えるため、県教育委員会における生涯教育の方策はいかにあるべきか」と題して答申を受けた。

これは、社会教育行政を生涯教育の視点から考え、条件整備行政としての社会教育行政の充実方策について、いろいろな提言が寄せられたものである。

カ さらに、本県の生涯学習の施策を具体化するため、昭和57年11月には、県内学識経験者、学習関係団体代表者、県庁職員で構成した「生涯を通しての県民の学習条件整備推進懇話会」を設置し、県民の期待にこたえる生涯学習条件整備充実への具体策について検討を願い、提言を受ける。

提言内容の主なものは、次の通りである。

㉟ 生涯の各時期に応じた施策と方向

乳幼児から高齢者まで、成長過程に派生する課題解決としての学習が考えられる。そこで、これらの課題解決学習としての学習機会の拡充提供が求められるとするもの。

㊱ 社会的課題に対処した生涯教育の施策と方向

青少年非行の多発化に対処する青少年健全育成の問題、地域に根づいている伝統文化の継承と新たな地域文化の創造の問題、きれいなまちづく

24 特集 生涯教育の推進システム

りを目指す地域環境の浄化の問題等社会が求める課題に対処する学習活動もまた生涯学習としてとらえ、これらの学習活動への参加を促進援助する施策の充実が求められるとするもの。

㊦ 生涯教育推進体制の整備充実の必要性

県民が学習に参加しやすい条件の整備として、行政上の組織整備、施設整備、指導者、情報、事業の拡充整備等が求められるとするもの。

キ そして、昭和58年11月には、県庁内関係課27課長で、「生涯学習推進連絡会議」を組織し、埼玉県が行っている生涯学習関連施策の実態把握と生涯学習を県庁全体で進めるに当たっての体制づくりのあり方について検討を進めた。

その結果、

㊦ 県庁内各部局で行っている生涯学習関連事業は、11部局30課91所館にかかわり、事業総数は570、参加者数は174万人に達することが判明した。

㊧ 生涯教育推進体制の整備については、

a 生涯学習推進組織の整備

生涯学習推進会議、生涯学習推進懇話会(ともに仮称)の設置の必要性

b 施策の体系化

生涯の各期別に現行施策、事業を体系的に整理し、課題を抽出しながら、相互連携の可能性、相乗効果の可能性について探求していく必要がある。

c 生涯教育情報の収集提供のシステム化

地域の情報センターの設置、広域市町村圏単位の情報センターの設置、学習情報の収集・提供のネットワークづくり、学習相談窓口の設置等の施策化の必要性

d 指導者の養成・確保

学習活動を促進援助するための指導者の養成確保とボランティアとしての指導者の発掘活用へのシステム化の整備の必要性

e 生涯教育施設・設備の整備充実

既設の施設の有効活用・相互連携のシステム化等の施策に取り組む必要性

f 生涯学習運動の参加促進

県民1人1学習運動の提唱など県民ぐるみによる生涯教育への参加運動を展開することの必要性
等が指摘された。

(二) 59年度現在の取り組み状況

ア 生涯教育推進連絡会議の開催

昭和59年度は、58年度に引続き、県庁内関係課28課長により、「生涯教育推進連絡会議」を開催し、埼玉県生涯学習推進基本構想試案づくりに取り組んだ。

まず、構想づくりへの基本的考え方としては、

- ㊦ 学習活動に積極的に取り組む県民の育成を図る。
- ㊧ 総合行政として、全庁的に取り組むため、生涯学習関連施策、事業の連携強化を図るとともに、これを推進する組織体制を整備する。
- ㊨ 家庭、学校、地域社会など生涯学習を担う各分野の連携強化を促進する。
- ㊩ 多様化、高度化する県民の学習要求に応えるため、県・市町村・民間・県民活動総合センター（仮称）、埼玉県高齢者生きがい振興財団、埼玉県勤労者福祉事業団、農林公園（仮称）、農協等農業団体の役割を十分考えたものとする。

の以上4点を置いて検討を進めた。そして県民のライフステージ別学習活動とそれぞれのライフステージを越えて、生涯にわたって行われる学習活動の2分野の現状と課題を洗い出し、それらの課題解決を目指す生涯学習推進の条件整備として、

- a 推進組織の整備
- b 学習情報・学習相談の充実

26 特集 生涯教育の推進システム

- c 指導体制の充実
- d 関連施設の整備充実

の4点に整理して基本構想をまとめていくこととした。

イ 一方、生涯教育の推進を図るためには、関係行政機関や教育機関、民間の各種事業体等との連携協力を進めるなどの諸点の伸張を図ることが、一つのポイントであると考え、59年度には、学社連携の糸口を探るため、県内小・中学校の校長、教頭研究協議会で、学社連携の理解と今後の進め方について課題提起を行った。また、60年度以降、小・中・高校の新任教員に対する学社連携の理解促進の一助とするため、研修の手引きに、はじめて「社会教育」の章を設けることとした。

ウ また、埼玉県では、63年度完成を目指している総合社会教育センター（仮称）を併設する県民活動総合センター（仮称）の建設計画を進めており、59年度は、施設運営の具体化を進めるための検討を行い、生涯学習を進める受け皿としての拠点施設づくりへさらに一步を進めた。

2 埼玉県の生涯学習推進の考え方と課題

埼玉県では、昭和53年に策定された長期構想の見直しと新長期構想策定作業を、58・59年度にわたって行った。その結果、「緑と清流 豊かな埼玉 21世紀をめざして」と題して、21世紀初頭を展望しての長期的視点にたって、新長期構想をまとめた。

この構想は、21世紀の展望を、1. 高齢化社会への対応、2. 高技術・情報化社会への対応、3. 資源・環境の制約と低成長経済の持続、4. 多様化社会への対応、5. 自立型社会の形成にあるとし、21世紀の埼玉づくりの基本方向を、次の5点とすることとした。

- ① 郷土の安全を高め、快適な環境づくりをすすめる。
- ② 健康で生きがいのある、しあわせな社会をつくる。
- ③ 高い技術による産業を振興し、就業の場を充実する。

- ④ 多様な学習機会をつくり、豊かな文化を育てる。
- ⑤ 自治と連帯による活力にあふれた県づくりをすすめる。

その中で、第4の柱である「多様な学習機会をつくり、豊かな文化を育てる」ことを目標とし、それを実現するために、「生涯にわたる学習機会の確保」に努め、県民の生涯にわたる学習への参加要求に応えるよう、いろいろな施策に取り組む必要性を提示したのである。

まず、この章に関する新長期構想の構成は、①現状と展望として、ア. 社会環境の変化と学習意欲の高まり、イ. 活発な学習関連事業、ウ. 生涯にわたる学習参加を目指しての3本になっている。また、②目標は、ア. 学習の場の拡充や学習関連施設の整備を促進し、県民が必要に応じて、自己に適した手段、方法により学習できるような環境をつくる、イ. 生涯学習を推進する指導者の養成、確保を進め、県民の期待する学習内容の充実を図る、ウ. 生涯学習に必要な情報の収集、提供機能を充実し、県民の学習活動を促進する、ことをあげている。そして、③施策の方向として、

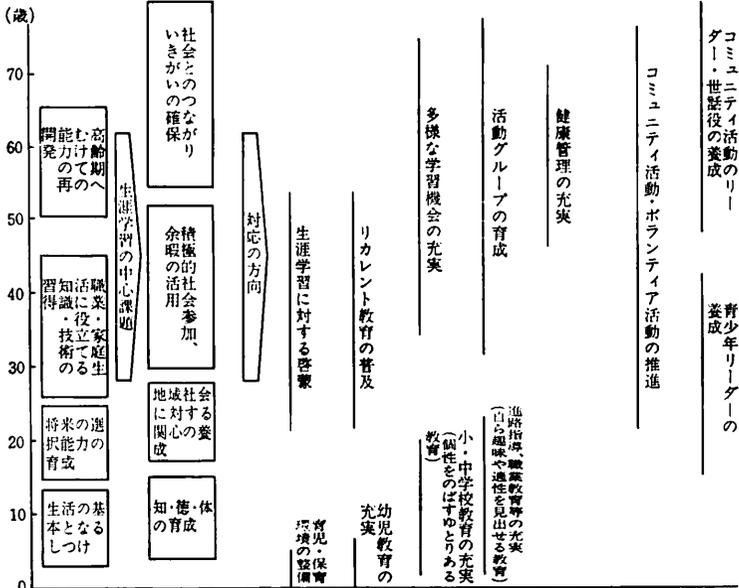
- ア 高等学校、大学、研究機関等における公開講座を拡充し、教育・研究機能の地域開放を推進するほか、各種地域学習事業を実施する。
- イ 県民を対象とする各種学習講座を拡充する。
- ウ リカレント教育制度の導入等成人の再教育の機会の拡充を促進する。
- エ ニューメディアの活用等放送通信手段を利用した学習方法の普及を図る。
- オ 社会人の学習参加を容易にするため、新たな休暇制度の導入、普及を促進する。
- カ 公民館、図書館等学習活動の拠点となる施設の整備を促進する。
- キ 生涯学習を推進するため、県と市町村等との協力体制を強化するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育相互の連携を図る。
- ク 学習活動に必要な指導者の養成や研修の充実を図るとともに、ボランティア活動の活発化を図る。
- ケ 地域社会での学習活動を進めるため、自主的学習グループを育成、援助

する。

コ 生涯学習を推進するための組織体制を整備するとともに、学習情報の収集、提供の一元化を図り、学習相談、案内機能を充実する。

サ 図書館情報のネットワークシステムを整備する。

表 ライフステージに対応した生涯教育・学習の概要



(埼玉県新長期構想(昭和60年3月) p.160より抜粋)

以上のとおり、埼玉県が生涯学習を推進していく場合の根拠は、新長期構想におくこととなるが、今まで様々な会議等で、生涯学習に関する共通理解を図るため、行われた意見交換から生涯学習推進上にかかわりをもつと思われる事項を抽出してみると、次のとおりである。

(一) 生涯学習推進での行政の役割領域

ア まず、県民がそもそも学習に取り組むようになった理由の主なものとしては、⑦学習活動そのものに喜びを見い出した、⑧何らかの資格を得たい、⑨時代の変化に遅れたくない、⑩社会のため何か役立ちたい、⑪学習の場への参加を通じて仲間とのふれあいを深めたい等が考えられ、これら

の動機が複合化して学習へ参加するようになっている。

イ 従って、行政が提供すべき学習の内容を個人、家庭、地域、職場の生活領域別に考えることとし、それぞれ県民が年齢階層に応じて、直面する学習課題に対応することができるよう配慮するとともに、行政が実施主体となって開設する学習事業のねらいを、⑦県民が学習活動へ参加する動機づけとしての役目を果たす、④学習活動に参加している過程で意義を見出す、⑩学習活動への参加を通じて社会の活性化に寄与する、⑨資格取得等を通じての就職への準備や外国旅行準備のための英会話の修得等学習を手段として活用する、⑧社会が求める課題を、県民に提起するとともに、それらの課題解決への意識を啓発する等の学習事業を提供することが考えられる。

ウ 行政が開設する学習事業の実施に当たっては、県民の多様な生活形態や価値志向を配慮して、学習事業に参加しやすいような工夫が必要である。このため、学級講座の対象人員を可能な限り少なくして、関心度別、学習の進度別の学級編成により、多様な学習事業を提供する。また個人学習も含めて、在宅学習も可能なように、今後十分検討を加えていく。高度情報化時代にふさわしい手段、方法を導入しての、県民のだれもが、いつでも、どこでも、学習に参加のできる条件を整備することとする。

例えば、地元テレビ局とのタイアップによる放送教育はもとより、ケーブルテレビシステム、有線テレビ網、図書館情報ネットワークシステムの整備による学習プログラムサービスまでも供給できる条件づくりに努めるなどである。

エ その他、学習関係施設設備の整備、学習を援助する指導者の養成確保と活用へのシステムの整備、学習関係団体の育成援助への仕組みの整備等の学習条件が行政の役割領域に入ることはいうまでもないが、「生涯学習」を県民への啓発するため、県民と一体となった学習運動を展開する。

(二) 生涯学習推進体制づくりのための連携協力

「今やっている学習関連の事業は、それぞれの部局が各自の行政目的をも

ってやっている施策なので、今さら連携協力して生涯学習として一本化した施策に組み入れていく必要はないのではないか。」とか、「学習は、元来私事的なものであるし、住民1人1人が自由にやるのが最もよいのであって、余暇時間までも使って行う趣味、娯楽、一般教養に関する学習にまで、行政が手出しをする必要はないのではないか。」とか、「生涯教育の推進体制を何故整備する必要があるのか、またそのメリットは何か。」とか、「生涯教育とは、社会教育ではないのではないか。生涯教育の推進体制づくりは、社会教育行政を強化するための手助けにすぎないのではないか。」などという意見が多い。全庁挙げて取り組もうとする生涯学習推進体制づくりは、とばくちから、厚く、高い壁で遮られてしまう感じとなる。

そこで、生涯学習の推進の組織づくりを進める事務局の立場から、その必要性、ねらい、メリット等についての説明に努める。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 組織づくりの必要性

- ア 数多く実施されている学習関連事業や施策は、相互に連携することによって、よりよい企画がたてられるのではないかと。
- イ それらの事業をサポートしていくため、学習情報を集中管理し、必要に応じて提供していくなどの連携協力は、学習事業を県民がより効果的に利用しやすい条件整備に直結するのではないかと。
- ウ 学習素材となる資料や人材など既存の社会資源の相互交換をすることによって、多角的で、多様なプログラムが用意できるのではないかと。
- エ 事業の提供に当たって、所管の施設の有効利用が図れるのではないかと。
- オ 生涯学習への参加啓発を協同で進めることによって、各種事業への参加機運が醸成できるのではないかと。

以上の理由から、生涯学習が県民の必需部分を占めてきている今日、社会教育行政という限られた行政領域では、対応は難しく、全庁的立場で生涯学習推進への組織づくりを進める必要がある、としたのである。

(2) その意味するものは

生涯学習の必要感を強くもつ県民の意向や豊かで、住みよい地域づくりを目指す地域政策、教育、文化に関する施策推進の観点から、県民の生涯学習が必要とされる学習社会の到来に対処して、生涯学習推進体制づくりを進めるのであって、単なる事業の整理統合論ではない。

(3) その目指すものは

連携協力の意味には、次の2つが考えられる。1つは、関係する行政が1つの目標に向かって協力しあい、その目標を達成していくことである。例えば、地域文化の創造、青少年健全育成を掲げて、相互に協力しあいながら、一定の目標を実現していくことである。もう1つは、現在行われている施策、事業に対し、互いに足りない部分を補い合いながら、それぞれが目指している事業のもつねらいの実現に向けて効果的に運用していくものである。

そこで、これらをふまえながら、連携協力への具体策を例示すると次の諸事項が考えられる。すなわち、

ア 連携協力のためには、当事者相互にメリットが存在しなければならない。対県民において、また行政推進上、それぞれの立場にたつて利点を抽出することから始めなければならない。例えば、ある行政では、学習活動のノウハウの提供であり、ある行政では専門分野の知識・技術の提供である。この連携協力は、類似の行政間のブリッジ方式もよいであろうし、関係行政全体としての協力体制でもよい。

イ 次に、関連行政が、それぞれ課題をもち寄って、一定のプロジェクトを企画し、そのプロジェクトの処理に協力して取り組みながら、それぞれが所持している課題の解決や付加価値を得て施策、事業を強化していこうとするものである。例えば、ふるさとづくり、資料の共同制作、事業の共同企画、プログラムの共同制作等である。

ウ 青少年の健全育成、健康体力づくりなど県民運動のスローガンとなりうるような教育目標、行政目標を掲げ、学習運動として協力して取り組むことも考えられる。

エ 行政間相互、行政と民間の間で協力することによって、住民の利便に供

することが可能と思われる施策、事業を提供することができる。例えば、2つ以上の市町村間で学習に関係する事業を共同で企画実施すること、また、特定の市の図書館、博物館、公民館の利用を他の住民も可能とすることなどである。

(三) 生涯教育推進上のいろいろな疑問

(1) 教育事業を投資効率上から見た場合

無料で提供することにおいて、また出席率において、はなはだ疑問である、とする考え方が財政当局には存在する。学習は、元来趣味、教養の向上に資するものである。であるならば、それは受益者負担が当然ではないか。社会が求める課題、行政の課題解決のための事業には、無料ではあっても、人は集まらないのである。そのため、高額をかけて著名人を招へいする。すると人は集まる。この高額投資が、教育効果という点からみて、どれだけの成果がえられるのか。金をかけず、意図した事業を継続して実施して、はじめて一定の成果がえられるとする考え方は現実的か、という疑問である。

(2) 生涯教育推進組織の位置と役割から見た場合

現在、県域レベルで、生涯教育推進本部等の常置の組織が設置されているのは、47都道府県中26県である⁽¹⁾。また、他県でも、組織化への準備が進められている。しかし、行政組織上から見た時、事務局を教育委員会において、知事をキャップにした全庁的取り組み体制が、真に成り立ちうるものなのだろうか、という疑問は残る。その組織の性格が、例え生涯教育推進のための構想案づくりの審議機関的性格のものであれ、関係諸機関相互の連絡調整機関的性格のものであれ、ましてや生涯教育関係の事業の実践機関的性格のものであれ、である。「知事」という執行機関と、「教育委員会」という執行機関との間のあつれきは生じないか、矛盾はないか、という疑問である。教育事業、学習事業を全庁的視点で行う場合、またこれを協力事業として実施する場合、知事と教育委員会との間の問題は、特になのか、という疑問である。特に、埼玉県の場合、福祉、教育、県民活動のあらゆる分野の複合施

設として、「県民活動総合センター」という大きな施設の建設プロジェクトを進めている。この施設の運営計画の具体化をめぐる、以上に述べてきた疑問に突き当たるのである。この組織が、ただ単なる知事の補助執行機関としての性格だという主張だけではすまされない問題があると思われるのである。

そこで、いろいろな施設、事業の実施に当たって、教育行政としても物ねるもの、物ねないものを、それぞれ施策・事業の具体化に当たって検討し、選別していく必要が生じるといえるのではないか。そこに、教育委員会主導型による生涯教育（または学習）推進組織の運営が求められるというのであるか。

（3）生涯教育は、社会教育の代名詞にすぎないのではないかという疑問

学校教育以外の教育活動は、すべて社会教育だとする考え方から、生涯教育は社会教育だとする考え方になりがちとなることには理解はできよう。

しかし、生涯教育が、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とする」生涯学習を奨励するために、「自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとする」生涯教育を、推進しようという考え方からすれば、そこには社会教育だけでは、どうにも対応することができないことに気付くはずである。社会の様々な教育機能を総合的に整備・充実するために、各県で取り組んでいる生涯教育（または学習）推進組織づくりが、学校教育、社会教育だけでなく、あらゆる行政領域をあげて連携協力の体制づくりを進める結果となって出てきているのである。学校のもっている諸機能を、地域へ開放する。文化施設、研究・専門機関等の機能、施設ともに地域へ開放していただくことが必要となっているのである。

では、社会教育は、生涯教育のどの部分を、また、社会教育は生涯教育に

34 特集 生涯教育の推進システム

対して、どのようなかわりをもつというのだろうか。社会教育の独自性が、ここであらためて問われるのである。

社会教育は、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」（社会教育法第2条）といわれ、国及び地方公共団体は、行政を進めるに当たって、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」（同法第3条）とする条件整備行政を主張し、コミュニティづくりや家庭教育の推進等を標榜するなど行政としての自己主張がなければ、他行政の担当者や理事者からの理解は得られないのではないか。施設建設、学級講座の開催、資料の刊行配布、調査研究の実施、指導者の研修機会の提供等の条件整備の領域のみを説明しても理解は得られないのではないか。社会教育法では、第5条で、市町村教育委員会の事務として、職業教育、産業に関する科学技術指導、生活の科学化の指導等が例示されているし、また教育基本法でも、第7条で、家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育として、大まかな教育の内容領域が示されている。そして文部省設置法の第2条第7項でも、文部省の所掌事務の範囲及び権限の範囲として、社会教育を、「公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活向上のための職業教育及び科学教育、運動競技、レクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動」として、対象、内容、方法面からの規定がなされている。

そこで、対象、方法は別にして、内容面について考えてみると、職業教育、科学教育、生活教育等が、今日真に行われているといえるのだろうか。他の関係行政で行われる事業が、これらの肩代りをしているとあってよいのではなかろうか。社会教育では、何をしてくれるというのか、今、内容面からのアプローチが最も求められているのではないか。職業教育、科学教育、

生活教育にふさわしいプログラム編成が求められているのではなからうか。そして、その上にたって対象、方法面で、社会教育の独自性を誇示する道があるのではないのか。すなわち、対象、方法、形態において住民にアピールできる方途が見出しうるのではないか。そこに、社会教育行政の生きる道が存在すると思えるのだが。

(4) 教育、文化に関係する事業団、財団等は設置されているので、また新たに、生涯教育を推進するための組織づくりは必要ないのではないかという疑問

屋上屋を架するのではないかという意識は強い。理解への説明が足りないのか、行政推進上無駄だという意見で多数をしめる。やはり、生涯教育推進組織は、単なる学習事業提供のみでは、そのような意見で占められるのはやむをえないことであろう。その組織づくりのねらいとするところは、県民が、学習に参加しやすい条件整備に当たることとなる。すなわち、大学等の高等教育機関の地域開放であったり、教育・文化・専門・研究機関の施設、機能の開放である。また、県内事業体との連携による学習休暇、大学への社会人入学の促進など現行の社会の仕組みを改善することによる学習に参加しやすい条件整備などに力を注ぐべきなのであろう。学習方法の開拓、人材の相互交流、学習の素材となる資料の相互交換、通信手段等独自の方法の開発提供が考えられるのである。このように、生涯教育推進のための組織づくりによるメリットを強く主張していかなければならない。

(5) 生涯教育を推進するための組織、生涯教育の専門に担当する組織の行政上の位置づけはどうあるべきか。

生涯教育（または学習）推進本部とか、推進会議なる生涯教育（または学習）推進組織の行政上の位置づけはどうあればよいのか。それが単なる連絡調整や審議機関の役割のものであれば、既存の行政機構のいずれかに位置づけて実施することは可能ではないのか、何も生涯教育の推進だといって、特別な組織をつくる必要はないのではないかといわれかねない。

そこで、この組織が生涯学習を真に推進することのできる実効ある体制に

まで位置づけることが求められることになる。すなわち、前述のように、教育、文化、研究等の諸機関の開放であるとか、学習休暇方式の導入実施にまで結びつくような社会へ先導することのできる組織づくりである。そのためには、行政だけでなく、県民の参加もえて、総力で当たることのできる組織づくりである。行政関係者と民間の人々が一体となって組織化することは、既存の社会機構を生涯学習社会にふさわしい体制に取り入れることも可能になると考えられるのである。生涯学習参加の啓発事業の実施に当たって、県民総参加によって開催することも可能となろう。従って、その組織の受け皿となる専担組織も、一定の期間は行政機構の一部として位置づけることは必要である。しかし、その後においては、第三セクター方式の組織機構として存続していくことも検討されてよいのかもしれない。

なお、専担組織は、教育委員会に位置づけられることが望ましいことは既述のとおりである。

(四) 生涯学習推進組織整備後に取り組むことが予想される事業例

全庁的規模による生涯学習推進組織が、従来から実施されている事業に競合するようなやり方では、何ら意味がないのではないかとの意見で占められているということは、既に述べたところである。推進組織を整備することは、かかわりをもつすべての部局に何らかのメリットがなければ、協力体制は整備できない。すなわち、関係の各部局にかかわって、それぞれのメリットに連なる事業の実施が求められることとなる。

そこで、次のような施策・事業が当面考えられることとなろう。

(1) 生涯学習推進基本構想の策定

県民が生涯学習を理解し、県民の各界各層の代表者が、生涯学習の必要性を共通理解して、県民が生涯学習への参加を保障する基盤整備の青写真づくりが、まず急がれるところである。

それは、生涯にわたる学習課題であり、行政課題である。そして、これら

の課題に対応した施策・事業の内容である。また、学習への手段、方法、形態である。そしてこれらの関連づけた体系表の策定である。

(2) 学習情報、学習相談体制の整備と機能の充実

一定の学習情報の枠を定め、これを広く県内各地から求めて、すべての県民に適宜伝えることのできる体制づくりを進める。そのためには、データベースの整備等が県内諸機関との連携協力のもとに進める必要がある。

また、県民が、いつでも、どこでも学習に関する相談窓口の整備もまた、急がれる。特に、今後通信手段によって個人で学習が進められることが予想されており、できるだけ至近の範囲内に相談できる窓口の設置が必要となる。

このため、指導者の養成確保とあわせて、数多くの窓口を市町村等との連携で開設していく必要がある。

(3) 個人学習の普及奨励と在宅学習の保障

放送大学、通信手段による大学教育の受講、通信制高校の機能拡大による利用増が予測されている今日、ドロップアウトせずに受講できる体制整備が必要となる。その方途として、きめ細かなスクーリングの場の確保であり、学ぶ仲間とのふれあいの場の設定が考えられる。

そこで、地域学習センター（仮称）のような地域に根づいた教育機関の設置であり、情報革命ともいわれる時代にふさわしいINS（高度情報通信システム）の整備による個別情報提供システムの普及奨励が考えられる。すなわち、在宅のままでも学習のできる体制の整備が考えられる。

そこで、当面これらハード面の整備計画とあわせて、学習プログラム等ソフト面の開発が急がれるところとなっている。

(4) 生涯学習の普及定着を図る社会の仕組みの整備

学習休暇やリカレント教育制度の整備は、国レベルで検討される必要があるが、県域レベルにあっても、県内各事業体相互の連携協力によって、ある程度の学習参加環境づくりは整備できると考えられる。特に、今日は各企業体ともに生涯学習の必要性を指摘し、従業員の職場外における学習への参加

を奨励援助しようとする機運が出てきている時でもあり、仕事に支障のない範囲で学習参加を可能とする体制づくりは、今すぐにも可能と考えられる。

(5) 県民学習運動の展開

これは、県民1人1学習を奨励し、実際に学習参加を促進するための県民運動を展開しようとするものである。

学習を通じて、自らの生きがいを高めるとともに、家庭、社会、職場人としての役割を果たすことができるよう、県民が学習活動に積極的に参加する機運づくりを進めるものである。学習は、人々の豊かな生活づくりに結果し、1人1人の参加がすばらしい学習環境づくりに結びつくものとの信念によるからである。

(6) 指導体制の充実

教育を支えるのは人であるといわれるように、県民の学習を支える指導者の養成と指導者の確保が強く求められている。

そこで、県内の学習関連施設に学習相談員（仮称）の配置をはじめとして、学習を奨励援助する生涯学習推進委員（仮称）や学習者への直接指導に当たる生涯学習講師団（仮称）を設置して、いつでも、どこでも、だれでもがもつあらゆる学習需要に応える体制づくりを進めようとするものである。

そのため、年齢階層別、学習分野別の指導者の研修体系の整備が必要となる。

(7) 学校教育と社会教育の連携強化

生涯学習を進める県民の立場にたって、学校教育また社会教育は、何をなすべきか検討し合い、それぞれの持ち味を出し合いながら連携協力していくための具体策を明示していく必要がある。

例えば、社会教育では、学校教育に対し、地域に所在する素材を教材として提供することであり、学校教育は、社会教育に対し、施設や教育機能の開放、提供が考えられる。特に、学校教育にあっては、教師が児童・生徒に対し、学ぶ喜び、わかる喜び、自己教育力を身につけさせ、生涯を通じて学習

のできる意欲を身につけさせることを指導の最重要課題とすることが求められる。

(8) 生涯学習条件の整備に指標化の導入

生涯学習条件としては、学習関係事業の開設、施設設備の整備、指導者の養成確保、団体の活動状況、情報相談窓口の設置状況等が考えられる。

そこで、これらの要件を指数化して、相対的目標値に置きかえながら、指標化して生涯学習条件の充実に努めていく必要がある。この指標の導入によって、時代の変化に呼応しながら、条件整備への積み上げが可能となると考えられるからである。

おわりに

以上、埼玉県が今後進めることが予想される生涯学習推進の基本的考え方を中心に述べてきた。会議等で共通理解できた事項を、できるだけ客観的に述べることに努めたが、問題点や課題については、私見を加えざるを得なかった。そのため、今後変更を余儀なくされることが予想される。

しかし、生涯学習が真に県民に生かされた形で機能していくことを最優先に考え、今後さらに検討を加えて施策の具体化をさらに進める考えである。

〔注〕

- (1) 日本生涯教育学会類型研究会編「都道府県の生涯教育調査」 1984年
- (2) 中央教育審議会答申「生涯教育」 1981年